

第 3 章

施策の展開

基本目標

1 男女がともに参画できる社会づくり

主要課題（1）政策・方針決定過程への

男女共同参画の促進

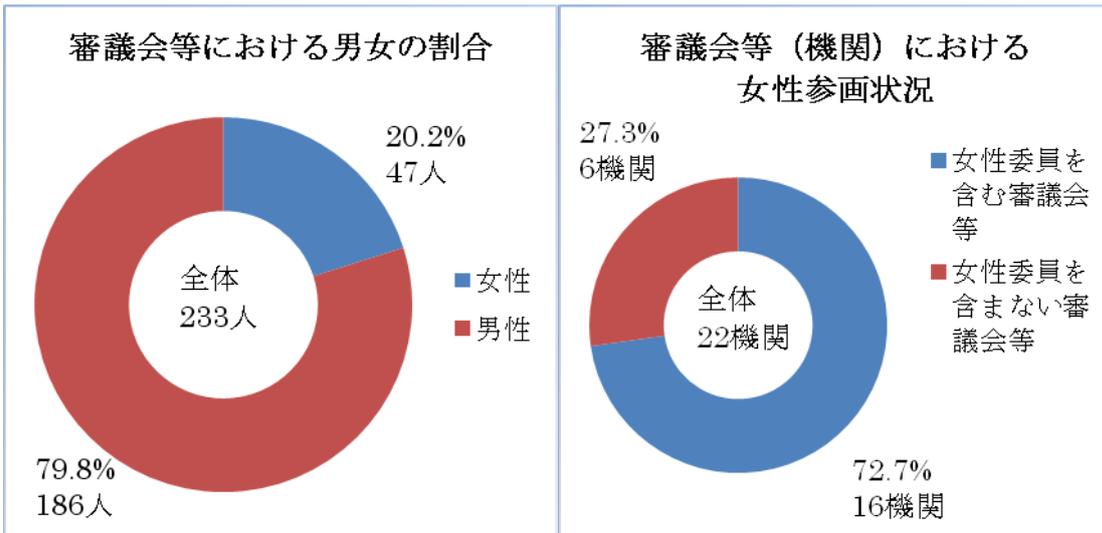
政策・方針決定過程に男女が対等に参画し、さまざまな意見を反映することは、男女共同参画社会実現の前提となるものです。

町では平成18年に策定した「おがわ男女共同参画推進プラン」において、審議会などの女性委員の比率を30%とする目標を掲げ、その達成に努めてきましたが、審議会等における女性委員の比率は、平成17年4月19.5%、平成23年4月20.2%と横ばい状態で、掲げた目標には到達していません。また、女性委員が7割以上を占める委員会等がある一方で、依然として女性委員を委嘱していない審議会もあるなど、男女の比率にはばらつきが見られます。（P22資料参照）

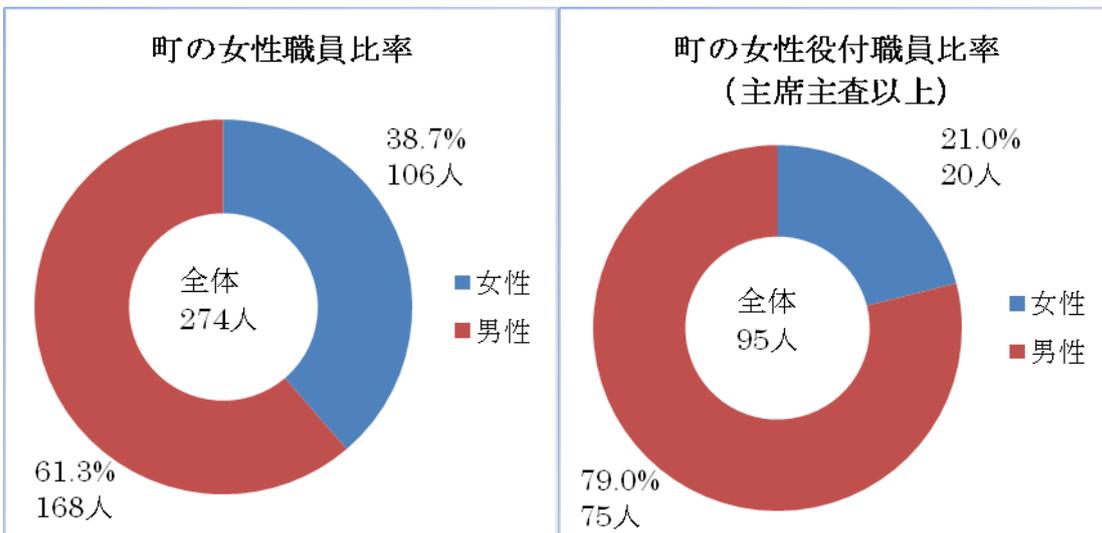
平成17年に行った「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」（以下、「アンケート調査」）の結果からも、政策決定への女性の参画をより一層進めるべきという声は、男女双方から多くあげられており、目標の実現は緊急の課題です。（図表4、5参照）

また、民間企業や民間団体においても、経営陣や管理職などは、依然として男性によって占められています。企業活動が男女平等の観点に立ったものとなるよう、企業や団体に対しても女性の人材活用を働きかけていく必要があります。

さらに行政には、男女共同参画社会の実現に向けて企業や団体の模範となる職場づくりが期待されています。そのためには町職員の男女共同参画への理解を深め、女性の更なる資質の向上、職域の拡大と管理職への登用を推進していくことが課題です。

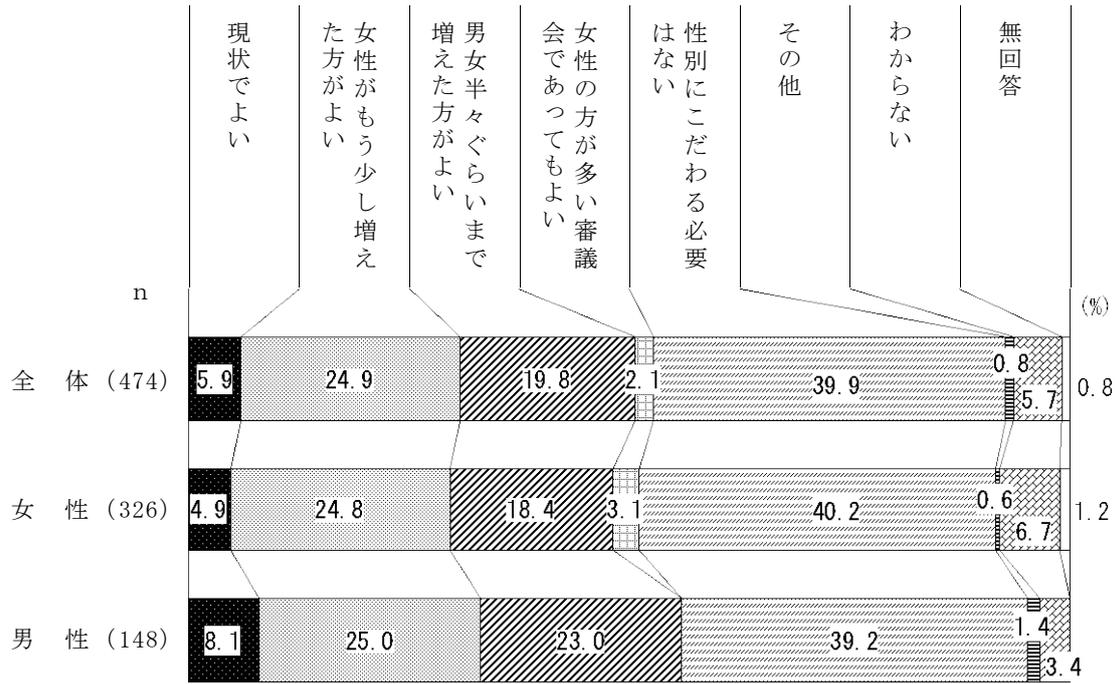


資料：平成23年4月 総務課

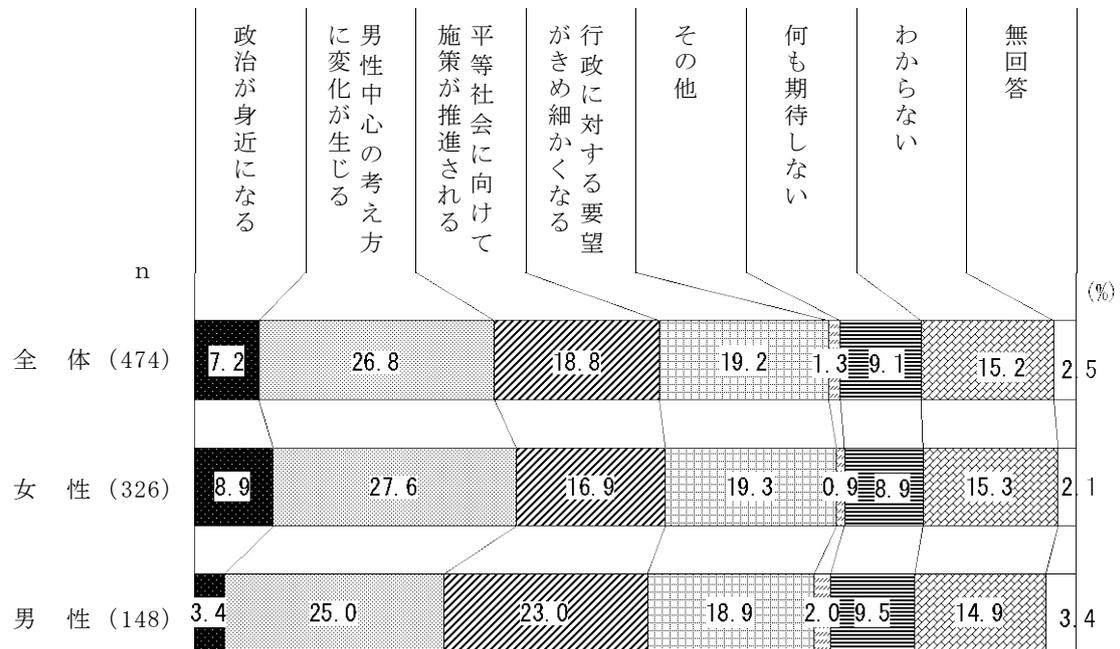


資料：平成23年4月 総務課

【図表4 審議会委員などの女性比率への賛否】



【図表5 政策方針決定過程への女性参画による期待】



施策の方向① まちづくりへの女性の参画の促進

具体的施策名	事業内容	担当課
行政への女性の参画	<p>まちづくりを検討する審議会等、行政への女性の参画を促進します。そのため、委員の選出母体について検討します。</p> <p>女性委員比率30%を目標に積極的な登用促進策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■段階的な目標の設定 ■女性登用のための指針の作成 ■女性委員登用状況の定期的な調査 ■公募方式の推進 <p>女性行政を総合的・計画的に推進するために、毎年、事業概要、進捗状況等を報告させ、進捗管理を図ります。</p>	<p>関係各課</p> <p>総務課</p>
女性の人材を育成する場の充実	<p>審議会等の委員をはじめ意思決定の場に参画することのできる女性の人材を育成するため、各種の講座などを開催します。</p>	<p>総務課</p> <p>生涯学習課</p>

施策の方向② 企業・団体などにおける女性の参画の促進

具体的施策名	事業内容	担当課
組織・団体における女性の参画の促進	<p>自治会や地域活動の組織、団体の方針決定の場へ女性の参画を促進するため、関係団体へ働きかけるなど社会的気運の醸成に努めます。</p>	<p>関係各課</p>
民間企業における女性の参画の促進	<p>女性の登用について啓発するため、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション*）に関する情報の提供等により、関係団体へ働きかけるなど社会的気運の醸成に努めます。</p>	<p>産業観光課</p>

*ポジティブ・アクション：自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

施策の方向③ 町における女性職員の職域拡大と登用促進

具体的施策名	事業内容	担当課
女性職員の職域拡大と積極的な登用の推進	<p>女性職員が特定の職場や職務に偏ることなく、幅広い分野で能力を生かすことができるようにするため、職域の拡大や管理職への登用などにも対応していきけるよう、職業能力の向上とあわせて女性職員が管理職をめざしやすい環境づくりを推進します。</p> <p>■政策立案研修等への女性職員の参加促進</p>	総務課
男女平等の職場づくりと女性職員の働きやすい職場環境の整備	<p>職場における男女平等の重要性や、管理職による性別にとられない女性職員の能力評価などについての講演会・研修会を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント*防止対策や女性の健康対策の充実など、女性の働きやすい職場環境の整備に努めます。</p> <p>■男女共同参画に関する講演会等の開催</p>	総務課

*セクシュアル・ハラスメント：職場や教育現場において、相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させることをいいます。

基本目標

2 男女平等の意識づくり

主要課題（1）家庭・地域への啓発活動の推進

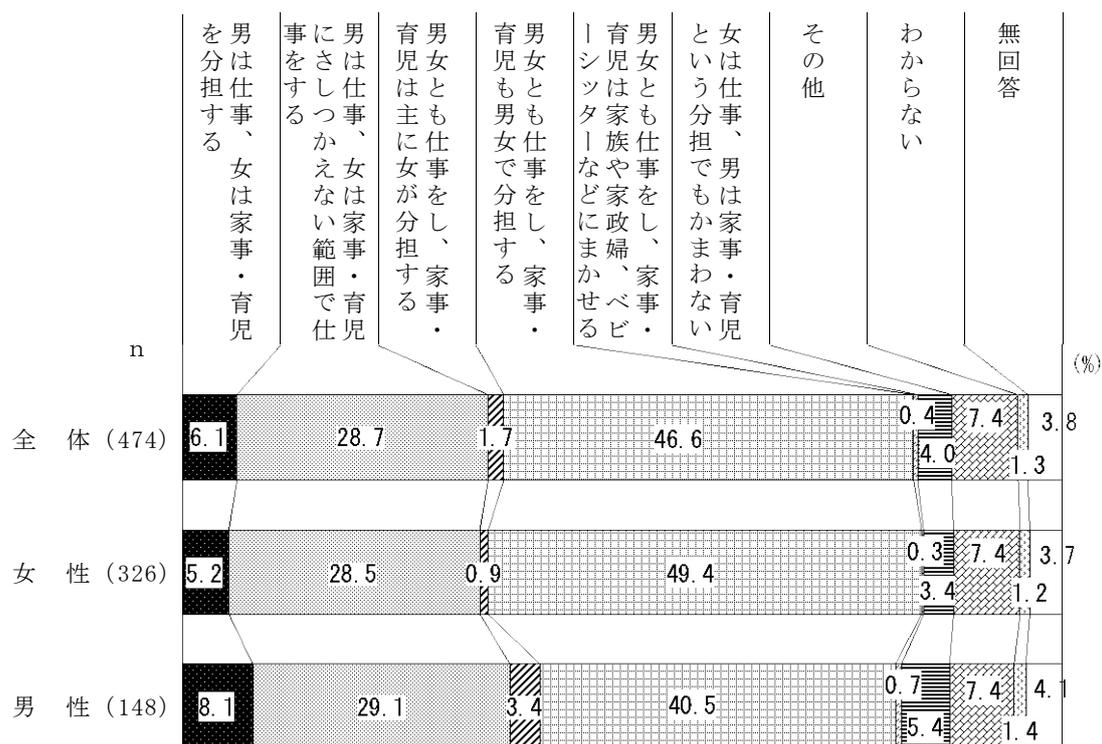
男女共同参画社会の実現には、男女が対等の立場で家庭でも社会生活でも互いに協力することが必要です。

「アンケート調査」の結果からは、男女の役割分担については「男女とも仕事をもち、家事・育児等も男女で分担する」ことを理想と考えている人が非常に多くなっていますが、実際には、家事や育児をはじめ、多くの仕事が主に女性の役割となっていることが多いこともうかがえます。（図表6参照）

また、自治会や町内会等の地域活動においては、女性が中心になって実際の活動が行われているにもかかわらず、会長や役員等の要職は男性が占めている傾向がみられます。

近年では女性の社会進出や法制度面の整備が進み、少なくとも建前のレベルでは、男女平等は広く社会に定着しつつありますが、現実的には、長い時間をかけて形成されてきた性別役割分担の枠組みを変えるには至っていないのが現状です。このような現実を変革するには、男女共同参画に対する男女双方の理解をさらに深め、日常生活の中で実践していくことが重要です。そのため、さまざまな機会や広報媒体を通して、より一層意識啓発に努めていくことが課題です。

【図表6 家庭内の役割分担の理想】



施策の方向① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的施策名	事業内容	担当課
継続的な啓発活動の実施	男女共同参画に関する町民の関心を引き起こすため、地域において男女共同参画のための講演会、講座や研修会を開催します。 ■情報誌「かがやき」発行 ■パネル展開催	総務課 生涯学習課
多様な機会と媒体による広報	あらゆる世代・立場の町民に対して男女共同参画の啓発を行うため、パンフレットやビデオ、インターネットなどを活用します。また、国・県等から情報収集するとともに、その提供を行います。	総務課
広報紙の活用	男女共同参画への継続的な関心を高めるため、町の男女共同参画の進捗状況や関連事業・行事などのさまざまな情報を定期的に掲載します。	総務課 政策推進課

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った表現	小川町の作成する印刷物については、男女共同参画の観点に立って、表現、内容に対して十分な配慮を行います。また、メディアにおける性差別表現について点検を実施していきます。	総務課 政策推進課

施策の方向② 家庭・地域への啓発の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進	子どもを男らしさ、女らしさの枠にはめることなく、一人一人の個性と能力を伸ばしていくことのできる家庭教育の重要性を啓発していきます。 ■保護者への啓発 ■教育・保育関係者への啓発	総務課 生涯学習課
家庭教育の向上に向けた施策の推進	男女平等の考え方や、子どもの性教育、性別しつけの問題など、新しい時代に対応した家庭教育のあり方について、父親・母親の別なく、ともに学習する機会と学習成果を発表する機会の提供・充実に努めます。	生涯学習課
男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進	各種の生涯学習の機会を積極的に提供するとともに、男女共同参画の視点から講座・教室などの内容の充実と多様化を進めます。	生涯学習課

主要課題（２）男女共同参画の視点に立った

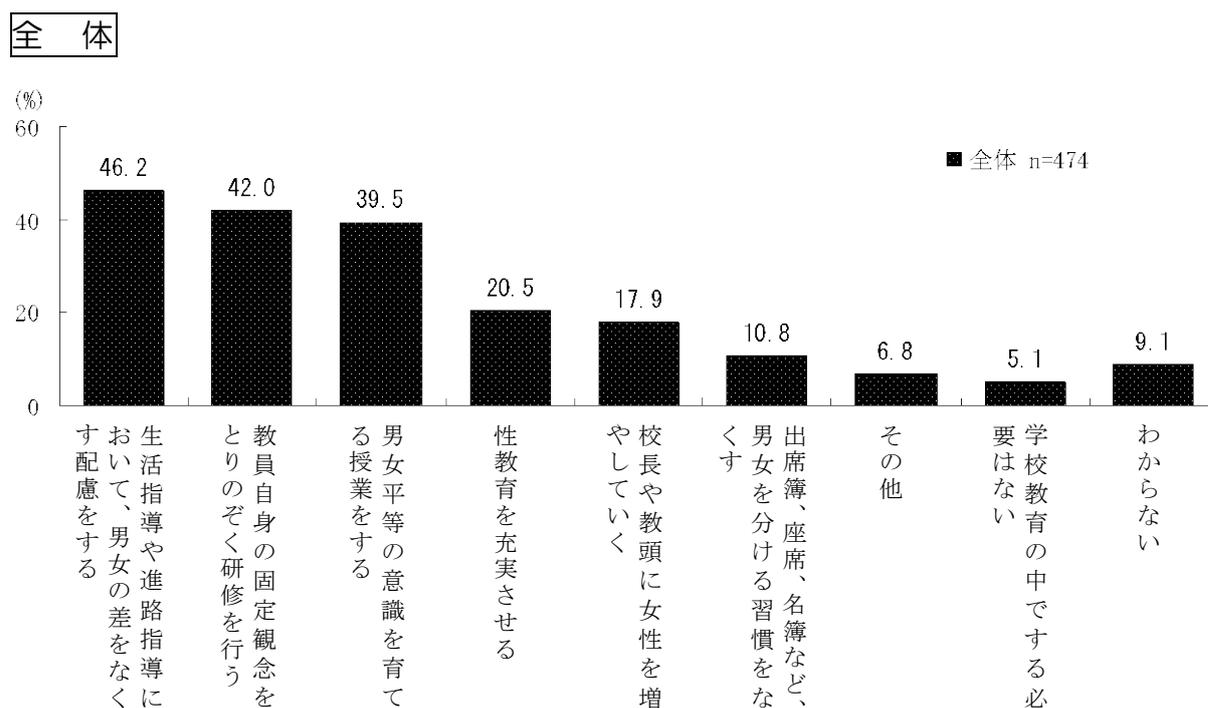
教育の推進

教育は、子どもの価値観や行動様式など人格形成するうえで大きな影響力をもっています。

町ではこれまでも、人権の尊重と児童生徒一人一人の個性を尊重する教育の推進に努めてきました。「アンケート調査」の結果においても、学校における男女平等教育については積極的な推進を望む声が多く示されており、今後もさらに、一人一人が個性や能力を発揮して考え、判断し、行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進していくことが必要です。（図表 7 参照）また、人権尊重やともに認め合う男女共同参画の視点は、近年大きな社会問題となっている「いじめ」問題に対しても、重要な要素となっています。

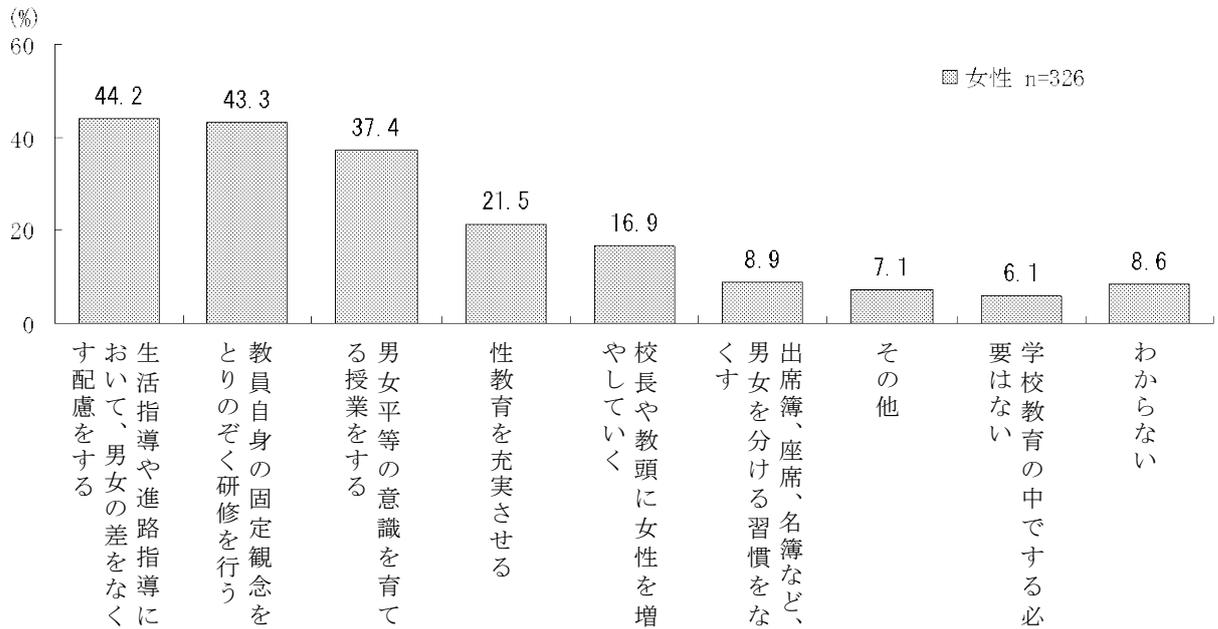
今後も引き続き、学校の行事や慣行、習慣などの中に気づかぬうちに性差別につながっているものがないかどうか見直していくとともに、教職員の研修を充実させ、人権尊重、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

【図表 7 学校の男女平等教育で特に取り入れてほしいこと】

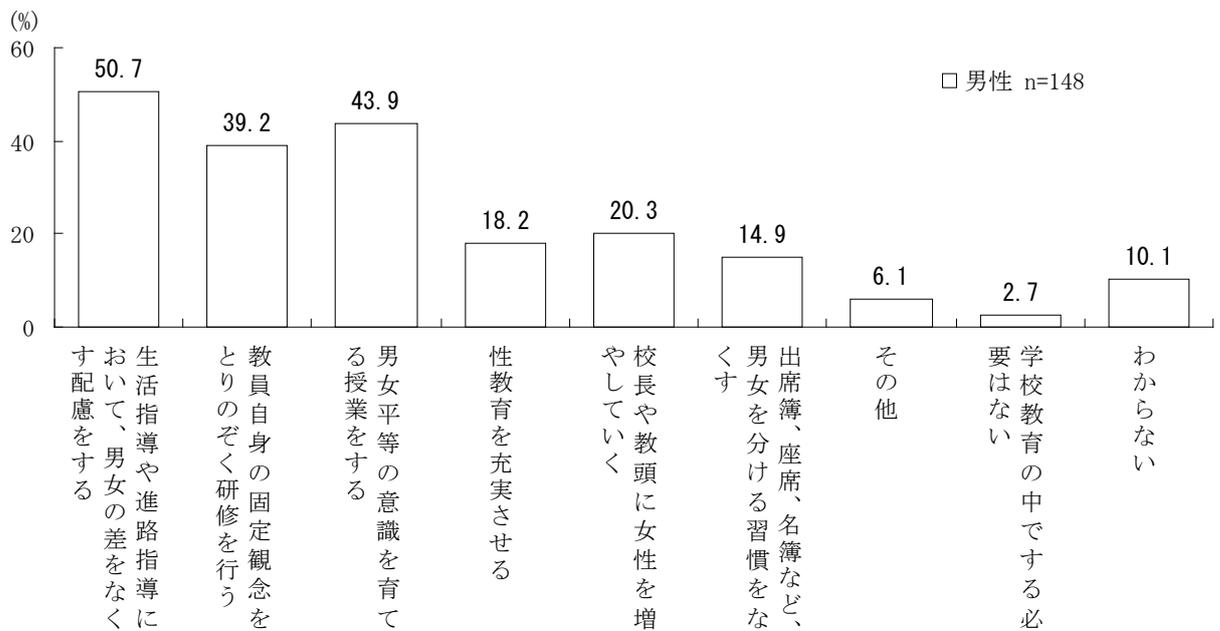


【図表7 学校の男女平等教育で特に取り入れてほしいこと（続き）】

女性



男性



施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
男女共同参画社会の実現をめざす教育の推進	<p>男女共同参画の考え方をもとにした、教育内容の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校生活全体を男女平等の視点で見直します。 ■ 人権尊重の精神に立ち、男女平等意識を高める教育を推進します。 ■ 一人一人の個性や能力を發揮し、自らの意志によって行動できる児童生徒の育成を図ります。 	学校教育課
教材の充実・活用	<p>児童生徒の発達段階に応じた指導内容、指導方法を工夫改善して、教材の整備と活用を図り、一人一人を大切にした教育の一層の充実に努めます。</p>	学校教育課
研修機会や情報の提供・充実	<p>男女共同参画の視点から、教職員に対する情報提供と研修機会の充実を図り、教育関係者の資質の向上に努めます。</p>	学校教育課
進路指導の充実	<p>女子向き、男子向きと固定的にとらえるのではなく、従来女性の少なかった分野も生徒の意思を尊重した進路指導を行います。</p>	学校教育課

基本目標

3 男女がともに働きやすい環境づくり

主要課題（1）働く場における男女平等の推進

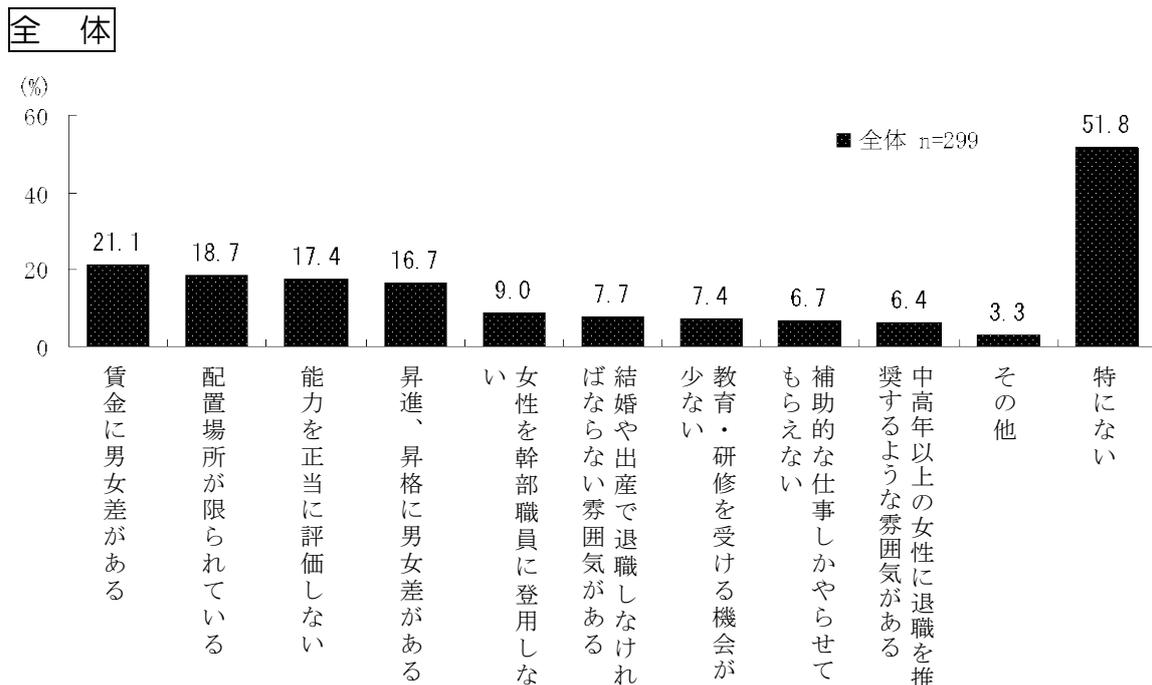
男女雇用機会均等法により、制度上では職場における男女平等が実現しています。しかし「アンケート調査」の結果をみると、募集・採用・賃金・昇進・職種など、職場の多くの場面で男女格差が残っているのが現状です。（図表8参照）

このような職場における不平等を解消するためには、各種の法律や制度が適切に運用されていることが不可欠です。

家庭との両立のしやすさという面からは、パートタイムや派遣労働で働く女性が増えています。また、自ら起業する女性や家業に従事するなど、女性の就労の場は着実に拡大しています。しかしその反面、労働に対する評価が十分になされず低賃金に置かれることや不安定雇用につながるなどの問題も指摘されています。

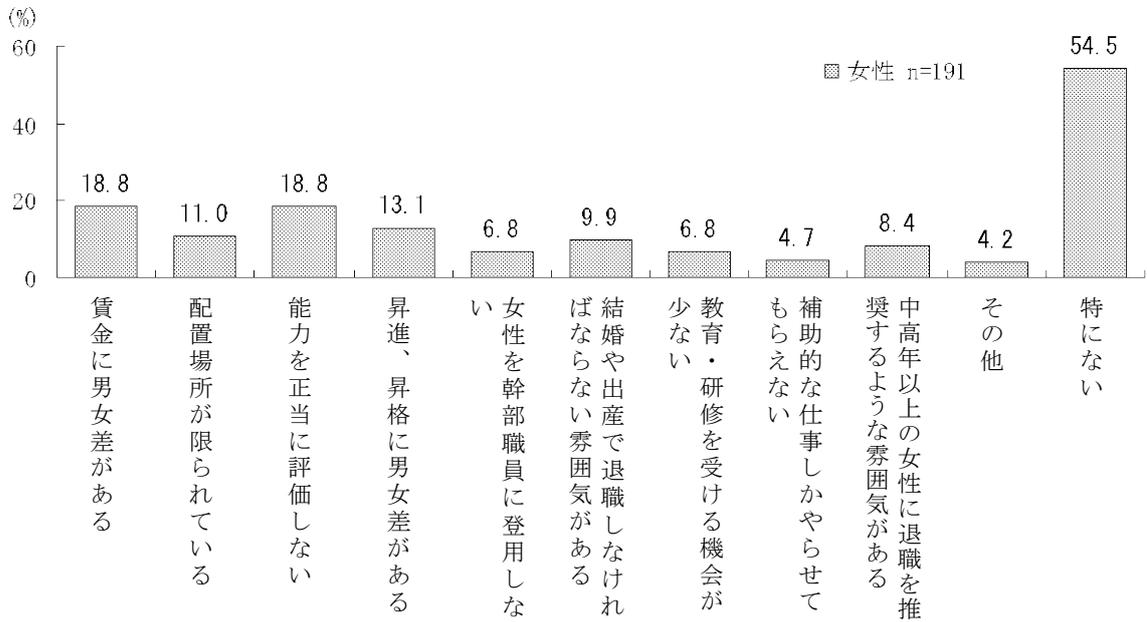
今後さらに、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善をしていくことが重要です。

【図表8 職場での性差別（現在働いている方のみ）】

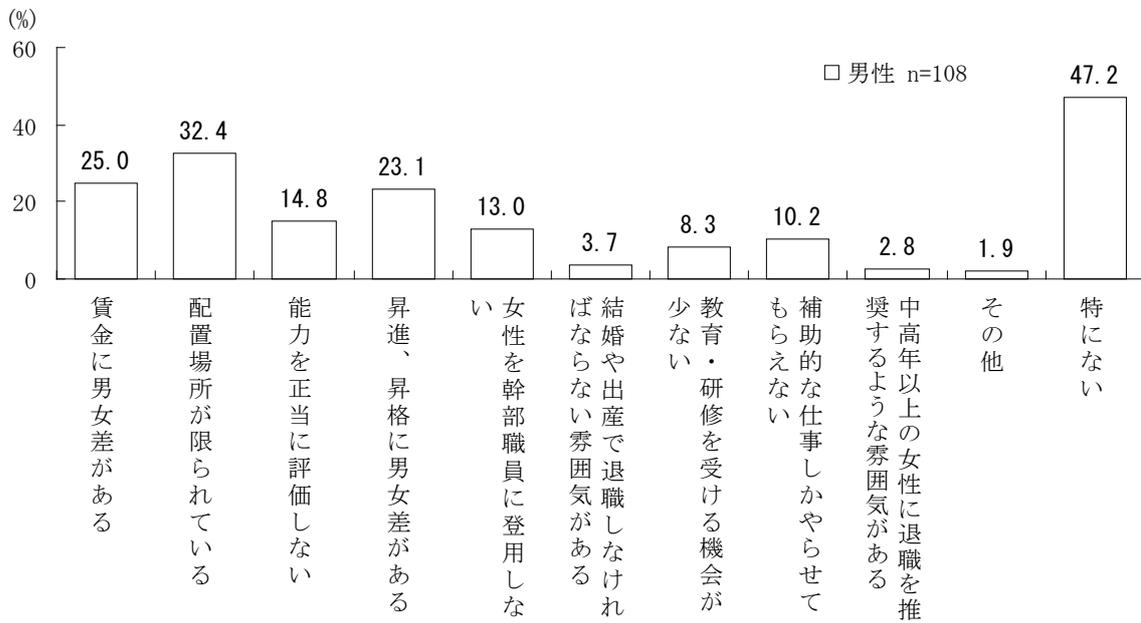


【図表8 職場での性差別（現在働いている方のみ）（続き）】

女性



男性



施策の方向① 働く場における男女平等の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
労働条件改善の促進	男女とも仕事と子育ての両立ができるよう、企業に労働条件の改善を働きかけていきます。 男女とも仕事と子育てを両立し、女性の介護負担を軽減するように、育児・介護休業取得の促進を図ります。	産業観光課
男女雇用機会均等法などの普及のための啓発の推進	改正男女雇用機会均等法や労働基準法などの内容を普及させ、雇用における男女平等を推進するために、国、県、各種経済団体などと連携しながら啓発を行います。	産業観光課
パートタイム・派遣労働者の労働条件の改善	パートタイム労働法・派遣労働法などの内容を普及させるために、国、県、各種経済団体などと連携しながら啓発を行います。 また、パートタイム・派遣労働で働く女性の直面している問題点や要望を把握し、各企業や関係団体と協力しながら、労働条件の改善を働きかけます。	産業観光課
農業従事者への支援	農業が男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、「家族経営協定*」の締結を促進します。	産業観光課

*家族経営協定：家族経営が中心の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営における家族一人一人の役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。
「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

主要課題（２）女性の就業機会の拡大

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮していくためには、働く場における格差の解消や制度の整備のほかに、女性の職業意識の高揚を図ることや、職業能力の開発、就業に対するチャレンジ支援も必要です。

町の状況をアンケート調査から見ると、男女ともに望ましい女性の働き方としては出産のため一時仕事をやめ、子育てが終わってから再び就職するという「中断再就職型」を選択する人が多くなっています。（図表 9 参照）

しかし、採用年齢に制限があったり必要とされる知識や技術が不足していると、新しい職場に適応することが困難になることも生じてきます。そこで、再就職を希望する女性に対して、職業能力開発の場を提供するとともに、就業情報の提供や企業への女性の再雇用を促進するよう、女性のチャレンジ支援を働きかけていくことが課題といえます。

【図表 9 望ましい女性の働き方】



施策の方向① 女性の就業、チャレンジ支援

具体的施策名	事業内容	担当課
職業能力の向上	職業能力開発のため、関係機関等との連携を強化しながら、各種の講座や教室の充実を図ります。	産業観光課
再就職・再雇用の普及促進	女性の再就職の機会を増やすために、再雇用制度を普及させる啓発を推進します。また、県が行う再雇用支援サービスの普及を図るため、商工会等と連携し、企業等へのPRを進めます。	産業観光課

基本目標

4 家庭と仕事・地域活動の両立支援

主要課題（1）子育てしやすい環境の整備

女性の社会への進出は目覚ましいものがありますが、現状では家庭と仕事の両方の負担を女性が担っていることも多く、子育てもその例外ではありません。このため、子育てと仕事を両立させるために必要な支援を望む家庭は多く、そのニーズも、家族形態の違いや仕事のあり方の違いにより、さまざまなものとなっています。

今後は、各家庭のニーズに応じたきめ細かな子育て支援策を提供していくとともに、児童や青少年の健全育成については、その負担を家庭だけに求めるのではなく、地域全体で支えあい、子育てをしやすい環境を充実していくことが必要です。

また、子育てに男性の参加を促し、男女がともに責任と喜びを分かち合うことで、子どもも大人ものびのびと心豊かに育つ社会が実現します。そのためにも、育児休業制度は男女双方の権利として利用を促進する必要があります。

施策の方向① 保育ニーズにこたえる保育施策の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、町内保育園の特色を生かしながら延長保育・一時保育・障害児保育の推進を図ります。	子育て支援課
学童保育室の充実	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学童保育室への支援を行い、運営の充実を促進します。	子育て支援課
こども医療費助成の充実	子育てをする保護者の支援を充実させるため、医療機関における窓口払いが不要となる協定医療機関の拡大に努めます。	子育て支援課

具体的施策名	事業内容	担当課
地域子育て支援事業の充実	<p>地域における子育て支援体制を充実させるため、情報提供、相談、子育てサークルの育成などの事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育て情報・提供体制の整備 ■相談体制の充実 ■子育てサークルの支援 ■児童館の充実 ■保育園における一時預かりの充実 ■ファミリーサポートセンターの充実 ■子育て支援センター・つどいの広場の充実 	子育て支援課

施策の方向② 育児休業を取りやすい環境の整備

具体的施策名	事業内容	担当課
育児休業制度の普及・啓発	育児休業制度や育児休業給付の普及を図ります。そのため、商工会会員や企業等へのPRを進めるとともに、広報等により制度の理解を広めます。	子育て支援課 産業観光課
男性育児休業取得のための環境づくり	男性が育児休業を取得した事例を積極的に広報するなど、育児は男女がともに担うものであるという認識を社会に浸透させていきます。	子育て支援課 産業観光課

施策の方向③ 男性の家事・育児参加の促進

具体的施策名	事業内容	担当課
両親学級等の開催	男性の子育て参加を促進するために、気軽に参加できるような出産前の育児教室を開催します。その内容や実施については、男性の参加しやすいものとなるよう配慮します。	健康増進課
料理教室等の充実	男女がともに家庭生活を築いていくために、男性も参加しやすい料理教室等を開催します。	健康増進課 生涯学習課

施策の方向④ 子育てをしやすいまちづくり

具体的施策名	事業内容	担当課
子ども会活動などの充実	地域における子どもの活動の活発化を図るため、子ども会への活動助成や指導者の養成を行います。 ■リーダー研修会の開催	生涯学習課
子育てに配慮した住環境の整備促進	子育てに配慮した住宅・居住環境について、普及・啓発を図ります。そのため、現在行っている住宅相談等の充実を図ります。	建設課
災害に強い安全なまちづくりの推進	小川町建築物耐震改修促進計画に基づき、学校をはじめとする公共施設の耐震化を促進させるなど、将来を担う子どもたちに配慮した災害に強い安全なまちづくりを推進します。	関係各課
子育てにやさしい公共的施設の整備	公共施設については、子どもに配慮してベビーキープのあるトイレやおむつ替えシート、授乳スペースなどを整備します。 また、民間の施設についても、子どもに配慮するよう要請していきます。	関係各課
安全でゆとりある道路環境の整備	安心して通行できる道路空間を確保するため、幅の広い使いやすい歩道等の整備、段差の少ない歩道の整備を推進します。	建設課
公園の整備	子どもが伸び伸びと安心して遊ぶことができるよう、公園の整備に努めます。	建設課
講演会等における託児サービスの充実	町が催す講演会・セミナー等の各種事業における託児サービスを充実させます。	関係各課

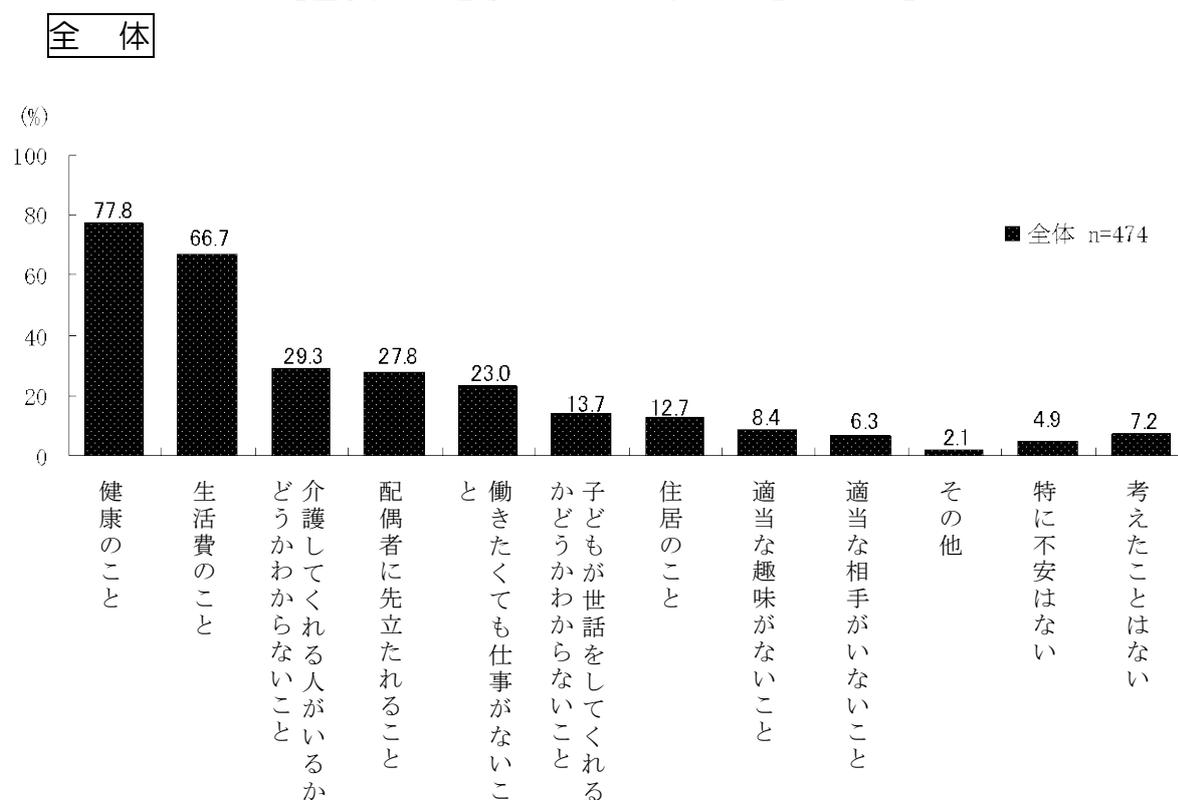
主要課題（２）高齢者等の自立支援

高齢者や障害のある人なども、経験や知識・能力を活かして社会活動に参画し、ともに社会を担う一員として重要な役割を担っており、誰もがぐらしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

特に女性にとっては、介護の問題や平均寿命の長さから、男性以上に高齢期の問題は大きくなっています。介護や福祉サービスにおいても、一人一人のライフスタイルや価値観に基づいた多様な支援を充実し、生涯を通じてすべての人が生きがいを持つことのできる環境づくりが必要です。

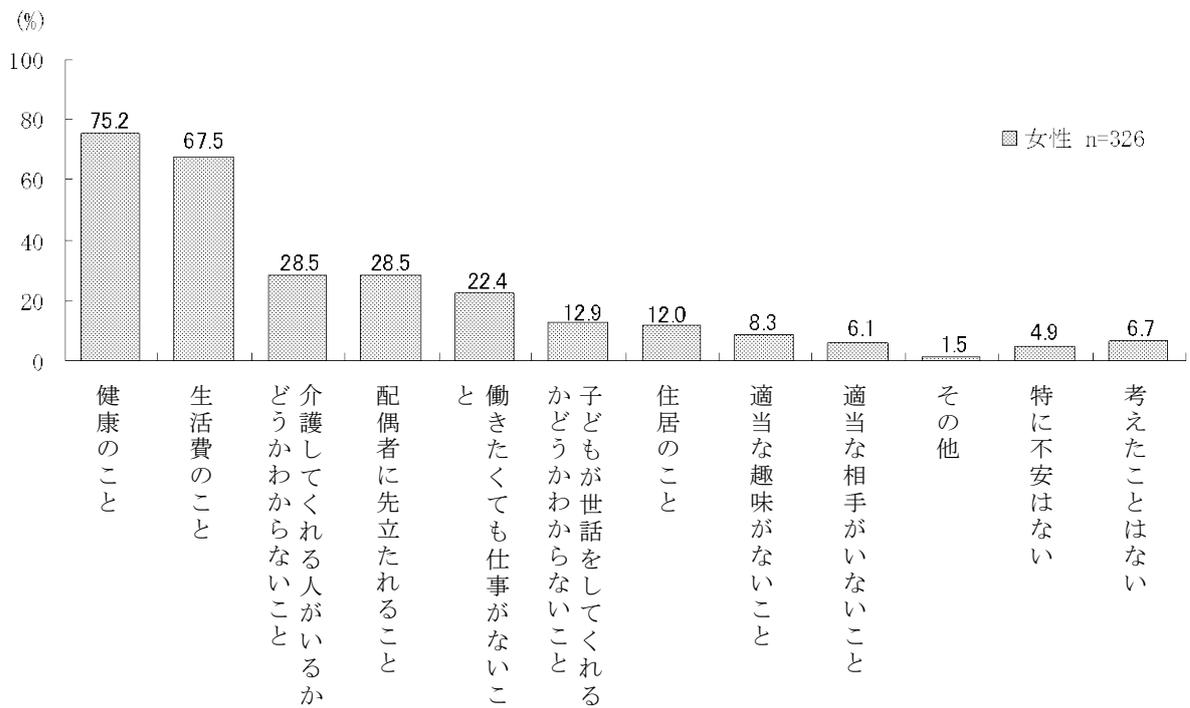
また、高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを送るためには、介護予防に取り組むことや適切なサービスを安心して受けることができるように、「社会全体で支える介護」としての介護保険制度の推進が必要です。

【図表10 老後について不安に思うこと】

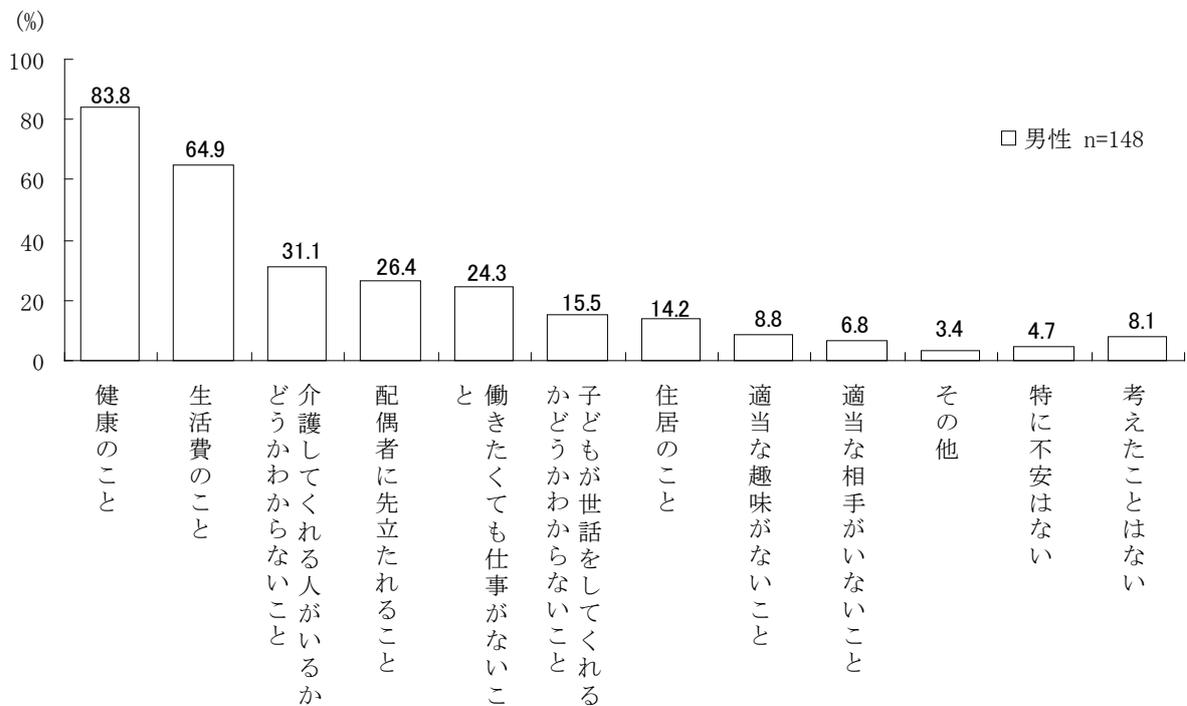


【図表10 老後について不安に思うこと（続き）】

女性



男性



施策の方向① 介護サービスと自立支援の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
介護保険事業の推進	<p>介護は社会全体で担うという認識をさらに浸透させるとともに、介護保険事業の適切な運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館講座の開催 ■ パンフレット配布 ■ 広報・ホームページを通じた情報提供 	福祉介護課
トータルケアシステムの確立	<p>介護サービスが必要な高齢者に、的確にサービスが提供されるよう、長寿社会運営協議会を開催し、ケアシステムの検討と充実を図ります。</p>	健康増進課
障害者（児）に対するサービスの充実	<p>障害者自立支援法に基づくホームヘルプなどの障害福祉サービス、訪問入浴サービスや配食サービス等の地域生活支援事業や生活サポート事業の実施など、自立を支えるサービスを提供します。</p>	福祉介護課

施策の方向② 高齢者等の社会参画と生活安定の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
相談・指導の充実	<p>高齢者が安心して暮らせるよう相談活動を充実するとともに、適正な指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度、権利擁護事業の活用促進 ■ 在宅介護支援センター、地域包括支援センター、民生委員による相談活動の充実 	<p>福祉介護課 健康増進課</p>
健康づくりの促進	<p>誰もが生涯にわたって健康でいられるよう、町では健康づくり庁内会議を通じ、関係各課と連携を図り、町民の健康づくりを推進します。</p> <p>特に、ウォーキングによる健康づくりについては、町主催による取り組みのみならず、地域に根付いた住民主体の活動による取り組みに対し、側面的支援をしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 町民歩け歩け大会の開催 ■ 小川地区民ウォーキングの開催 ■ ほ・ほ・ほ隊の普及支援 	<p>政策推進課 町民生活課 健康増進課 生涯学習課</p>
就労の促進	<p>シルバー人材センターの会員拡大、事業拡大に取り組み、就労機会の充実を図ります。</p> <p>また、「高年齢者雇用安定法」が円滑に施行されるよう、周知します。</p>	<p>健康増進課</p>
生涯学習の推進	<p>高齢期の豊かな生活のための生涯学習活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 体育館貸出 ■ 料理教室、パソコン教室の開催 	<p>生涯学習課</p>

施策の方向③ 介護休業を取りやすい環境の整備

具体的施策名	事業内容	担当課
介護休業制度の普及・啓発	<p>国や県などと連携し、介護休業制度の普及と定着を企業などに働きかけます。</p> <p>また、男女労働者に介護休業制度についての周知を図ります。</p>	<p>産業観光課</p>

主要課題（3）多様な社会的支援の充実

家族の形態や機能は、価値観やライフスタイルの多様化により大きく変化してきており、必要とされる支援の形もまたさまざまなものとなってきています。

また現在、核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、子育てに不安を感じる親が増えており、その不安が子どもへの虐待につながるケースも報じられています。

今後もさらに、ひとり親家庭や経済的に不安定な家庭など、それぞれの家庭の状況に対応した生活の安全と自立を支援する方策を充実していくことが求められています。

施策の方向① 多様な家族形態への支援の充実

具体的施策名	事業内容	担当課
児童保護の充実	家庭環境に恵まれない児童を養育するため、県が行う里親制度の普及を図るとともに、児童保護の必要な家庭の児童の処遇改善を促進します。	子育て支援課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の児童の健全育成のため、相談や援助体制の充実を促進します。	総務課 子育て支援課 学校教育課

基本目標

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

主要課題（1） 女性に対するあらゆる暴力の根絶 と被害者支援

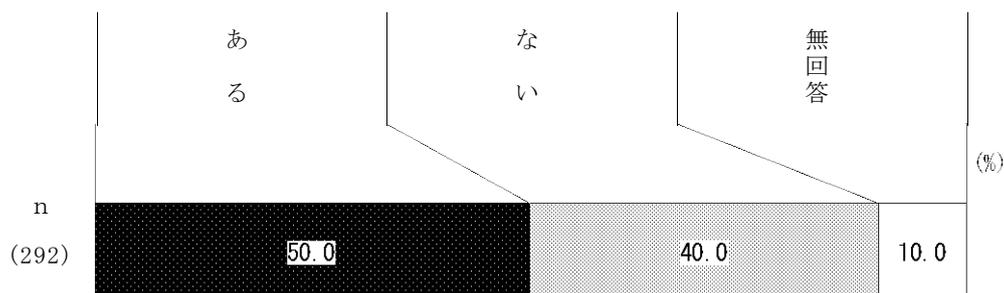
職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）等、女性に対する暴力は、潜在化しがちであり、重大な問題として捉えられにくいのが現実です。

このような背景から、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、女性に対する暴力は犯罪行為であり、これを防止し、被害者の保護・自立を支援することが国や地方自治体の責務とされました。また、最近では、若年層の恋人間における、いわゆるデートDVも問題となっています。

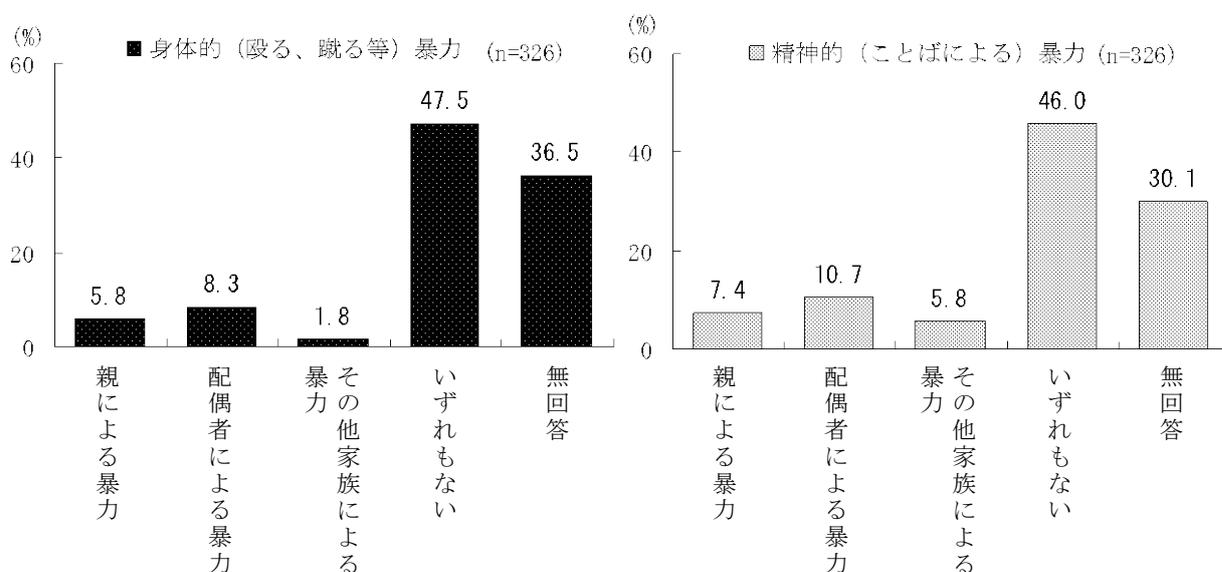
そのため、町においても女性の人格と尊厳を無視した重大な人権侵害である暴力に対して、暴力をしない・させないための意識啓発活動を充実するとともに、被害の防止と被害者支援のための体制整備やいざという時のための相談体制の充実が必要となっています。

さらに、平成16年の児童虐待防止法により、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待にあたるとされました。児童虐待の早期発見に努めるとともに、DV被害者とその子どもの安全を確保し、被害者の不安を取り除く対応も重要となります。

【図表11 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの経験】
（就労経験のある女性のみ）



【図表12 家庭内での暴力の経験（女性のみ）】



施策の方向① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 に向けての取り組み推進

具体的施策名	事業内容	担当課
女性に対する暴力の根絶に向けた啓発事業の推進	女性の人権を擁護するという視点から、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会環境をつくっていくための意識啓発を進めます。 ■ 広報などDV防止の啓発活動の充実 ■ リーフレット配付	総務課
相談・支援体制の充実	人権擁護委員による相談を実施するとともに、関係各課や関係機関との連携を強化し、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受けた女性に対する相談・支援体制の充実に努めます。 ■ 関係機関との連携強化 ■ 庁内DV対策連携会議の充実	総務課
DV被害者とその子どもの安全確保	DV被害者とその子どもの安全を第一に考え、婦人相談センター等での一時保護が実施されるまでの間、民間宿泊施設での緊急保護を行います。	総務課

基本目標

6

生涯にわたる健康支援

主要課題（1）性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を十分理解し、ともに自らの心と身体の健康管理を行い、生涯にわたり健康であることが大切です。

とりわけ、女性は妊娠・出産する可能性があり、ライフステージに応じた健康づくりが必要です。特に、女性の身体は、妊娠・出産を経て更年期へと微妙に変化することもあるため、十分な配慮が必要です。

また、妊産婦は、妊娠、出産、育児に対して何らかの不安を抱いているケースが多く、出産や子育てに関する正確な情報提供や適切な助言を行うことが大切です。

そのため、妊娠・出産に関して自ら主体的に判断できるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」の視点に立ち、情報提供や各種の健康づくりを支援していく必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：いつ何人子どもを産むか産まないかを選択する最終的な権利を女性に認めることから、安全で満足のいく性関係の形成、安全な妊娠・出産をする権利のこと。

施策の方向① 生涯にわたる女性の健康の維持・増進

具体的施策名	事業内容	担当課
健康に関する意識啓発の充実	生活習慣病予防やリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から、女性が主体的に自己の健康管理を行うことができるよう、健康に関する啓発を推進します。 ■健康、栄養に関する知識、技術の啓発・普及事業 ■健康相談	健康増進課

具体的施策名	事業内容	担当課
健康づくり事業の推進	<p>生活習慣病の予防をはじめ、ライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、保健師・管理栄養士等による健康相談や生活指導の充実と相談・指導体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■健康診査事業 ■健康教室 	健康増進課
子宮がん・乳がん検診事業	<p>がんの早期発見・早期治療のために、健康意識の普及と受診率の向上を図るとともに、女性が受診しやすい体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子宮がん検診 ■乳がん検診 	健康増進課
母子の健康維持のための各種事業	<p>妊産婦や乳幼児の心身の健康維持のため、育児相談や総合的な健康診査の実施、保健師・管理栄養士等による家庭訪問などを行い、疾病や異常の予防、早期発見と個々の問題への適切な指導・措置に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■相談指導事業 ■家庭訪問指導事業 ■健康診査事業 	健康増進課
児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施	<p>中学校家庭科の「家庭生活」や「保育」などの実践的・体験的学習及び保健体育において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。</p>	学校教育課
スポーツ・レクリエーション参加推進事業	<p>各種施設の整備を進め、誰もが健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりを推進します。</p>	生涯学習課

主要課題（２）健康を脅かす問題への対策

健康に重大な影響をもたらすH I V／エイズ*や性感染症が広がりを見せていることから、正しい知識の普及啓発とともに、検診・相談体制を充実させていく必要があります。

また、喫煙や過度の飲酒は健康を損うこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、健康被害に関する情報提供等の対策を推進していく必要があります。

さらに、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむばかりか、家庭崩壊や犯罪の発生につながるおそれがあることから、防止対策を講じていく必要があります。

施策の方向① H I V／エイズ及び性感染症対策の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
情報提供と防止のための啓発推進	町民がH I V／エイズ及び性感染症についての正しい知識を持ち、患者・感染者に対しても正しい理解に基づいた対応のできるように啓発活動を行います。 また、母子感染を防止するため、妊娠・出産期の女性を中心に、男性も含めて啓発を徹底させます。	健康増進課 子育て支援課
検査・相談体制の充実	H I V／エイズ及び性感染症の予防のため、保健所・医療機関などと連携・協力しながら検査・相談体制の充実を図ります。	健康増進課
児童生徒に対する啓発・教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、心の健康や性教育、H I V／エイズ教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の危険性などについての健康教育を進めます。	学校教育課

*H I V／エイズ：H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる、抵抗力が正常に働かなくなることによって発症する様々な病気の総称をエイズ（後天性免疫不全症候群）といいます。